第４の３(2)中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に、「指定情報処理機関が」を「機構が」に改め、第４の３(3)中「。また、通信に際しては、電気通信関係装置相互の認証を行うこと」を削り、第４の３(4)及び(5)中「指定情報処理機関サーバそれぞれ」を「機構サーバそれぞれ」に、「都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバから」を「機構サーバから」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改める。

第４の４(1)中「都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改める。

第４の５(1)中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改め、第４の５(2)中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に、「運用に必要なソフトウェア以外の」を「運用に必要なソフトウェア（番号利用法第八条第三項に規定する電子情報処理組織に係るソフトウェアを含む。）以外の」に改める。

第４の７(3)中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第４の７(4)中「が混入され」の下に「ないよう予め防止する措置及び混入され」を加える。

第４の９(4)中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第４の９に次のように加える。

(5)　本人確認情報の保護

都道府県知事、市町村長又は機構は、不正アクセス又は不正アクセスのおそれがあり、本人確認情報の漏えいや毀損等の被害を受けるおそれがある場合で、緊急に対応すべきときは、一時的にネットワークの遮断等を行うことにより、本人確認情報を保護し、かつ、できるだけ速やかに改善の措置を講ずること。

第５の１中「場合（都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバ」を「場合（機構サーバ」に改め、第５の１(3)中「都道府県サーバ若しくは指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に、「国の機関等における」を「国の機関等の使用に係る」に改め、「指定認証機関の使用に係る電子計算機」の下に「を含む」を加え、第５の１(6)イ中「設置し」を「設置すること等により」に改め、第５の１(6)イを第５の１(6)ウとし、第５の１(6)アを第５の１(6)イとし、第５の１(6)に第５の１(6)アとして次のように加える。

ア　既設ネットワークの管理責任者は、既設ネットワークが不特定の外部のネットワークとの通信を行うことができない状態にすること等により、不正プログラムの混入防止措置その他の個人情報の漏えい防止に必要な措置を講ずること。

第５の２(1)（見出しを含む。）中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第５の２(2)の見出し中「都道府県知事等」を「機構」に改め、第５の２(2)中「都道府県知事（委任都道府県知事にあっては、指定情報処理機関。以下(2)及び(3)において同じ。）」を「機構」に、「都道府県サーバ又は指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に、「、都道府県知事」を「、機構」に改める。

第６の１中「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第６の６(5)中「第三〇条の四四第六項」を「第三〇条の四四第五項」に、「同項」を「同条第六項」に改める。

第６の７(1)中「第七号」の下に「、第八号の二」を加え、「第三〇条の五第一項」を「第三〇条の六第一項」に改め、第６の７(3)（見出しを含む。）中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第６の７(4)の見出し中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第６の７(4)中「指定情報処理機関は」を「機構は」に、「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改める。

第６の８を次のように改める。

８　都道府県知事、機構又は市町村長における本人確認情報の消去

都道府県知事、機構又は市町村長は、都道府県サーバ、機構サーバ又はコミュニケーションサーバにおける本人確認情報について、令第三〇条の六、令第三〇条の七又は令第三四条第三項に規定する期間経過後遅滞なく、当該本人確認情報を確実に消去すること。

第６の９(1)ア中「都道府県知事（委任都道府県知事にあっては、指定情報処理機関）」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「き損」を「毀損」に改め、第６の９(1)イ中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改め、第６の９(1)ウ中「都道府県知事（委任都道府県知事にあっては、指定情報処理機関）」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に、「委任都道府県知事は」を「通知都道府県（法第三〇条の一〇に規定する通知都道府県をいう。以下同じ。）を統括する都道府県知事（以下「通知都道府県知事」という。）は」に、「、指定情報処理機関」を「、機構」に改め、第６の９(1)エ中「都道府県知事（指定情報処理機関が本人確認情報の提供を行った場合は、都道府県知事及び指定情報処理機関）」を「通知都道府県知事及び機構」に、「都道府県知事又は指定情報処理機関」を「機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報」に改め、第６の９(2)ア中「指定情報処理機関」を「機構」に、「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報」を「係る機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該機構保存本人確認情報」に改め、第６の９(2)イ中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第６の９(4)ア中「行った本人確認情報」を「行った都道府県知事保存本人確認情報（法第三〇条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）」に、「当該本人確認情報」を「当該都道府県知事保存本人確認情報」に改め、第６の９(4)イ中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、第６の９(6)ア中「指定情報処理機関」を「機構」に、「き損」を「毀損」に改め、第６の９(6)ウ中「指定情報処理機関」を「機構」に、「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、第６の９(6)エ中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、第６の９(6)を第６の９(7)とし、第６の９(5)の見出し中「都道府県知事の本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報」に改め、第６の９(5)ア中「自己に係る」を削り、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、「、国の機関等」を削り、第６の９(5)イを次のように改める。

イ　機構は、機構保存本人確認情報の提供又は利用の状況に関する情報の開示請求に適切に対応するため、機構が国の機関等又は区域内の市町村の執行機関等に対し機構保存本人確認情報の提供を行った場合又は機構保存本人確認情報を利用した場合は、個人ごとの機構保存本人確認情報の提供又は利用の状況に係る情報を必要な期間保存すること。

第６の９(5)ウ中「都道府県知事」の下に「又は機構」を加え、「及びイ」を「又はイ」に改め、第６の９(5)を第６の９(6)とし、第６の９(4)の次に次のように加える。

(5)　機構の本人確認情報の利用

ア　都道府県知事は、必要に応じ、機構に対し、機構が利用した当該都道府県の住民に係る機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

イ　市町村長は、必要に応じ、機構に対し、機構が利用した当該市町村の住民に係る機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該機構保存本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。

附　則

この告示は、平成二十七年十月五日から施行する。

○総務省告示第三百五十三号

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）第二条第一項、第三条、第五条、第五条の二第一項、第七条、第十二条から第二十一条までの規定に基づき、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日　　総務大臣　山本　早苗

第１の１中「、住民基本台帳カード（法第三〇条の四四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を発行し」及び「行い、法第三〇条の一五第三項若しくは第四項の通知があった旨の情報（以下「異動等情報」という。）の提供を」を削る。